

2.3 環境関連法規の改正

京都大学環境科学センター 平井 康宏

本学と関係の深い環境関連法規の改正を 2 件紹介します。

1. 水銀廃棄物への規制強化

2013 年 10 月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、水銀対策に関する国内法の整備が進められています。その一環として、廃棄物処理法施行令が改正され、特別管理産業廃棄物へ廃水銀等が追加されるなど、規制が強化されています。

従来（2016 年 3 月 31 日まで）は、水銀を含む不用品や、実験器具などは、以下の区分で扱っていました。

特別管理産業廃棄物：特定有害産業廃棄物：汚泥（水銀を含有）

特別管理産業廃棄物：特定有害産業廃棄物：廃酸（水銀を含有）

特別管理産業廃棄物：特定有害産業廃棄物：廃アルカリ（水銀を含有）

水銀を含有する破損した体温計（ガラス製）なども、上記の分類のうち「汚泥（水銀を含有）」として、処理委託をしていました。これは、「ガラスくず（水銀を含有）」という区分はなく、水銀含有物として処理をするためには、上記 3 区分のいずれかとする必要があったためです。

今後（2016 年 4 月 1 日以降）は、新たな区分として、以下が追加されます。

特別管理産業廃棄物：特定有害産業廃棄物：廃水銀等

これを受け、水銀を含有する破損した体温計などは、「廃水銀等」として、処理委託をすることとな

ります。水銀使用製品等の収集（処理）の委託をする際には、特別管理産業廃棄物「廃水銀等」の収集・運搬（処理）の許可を持った業者に委託して下さい。

また、「廃水銀等」に関して、収集・運搬の基準が強化されており、密閉容器に入れることなどが必要となります。

詳細は、下記を参照してください。

環境省：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定について（お知らせ）平成 27 年 11 月 6 日

<http://www.env.go.jp/press/101621.html>

2. トリクロロエチレンの排水基準強化

2014 年 11 月にトリクロロエチレンの環境基準（公共用水域水質および地下水水質）が 0.03 mg/L 以下から 0.01 mg/L 以下に強化されました。これに伴い、水質汚濁防止法に基づくトリクロロエチレンの排水基準が 0.3 mg/L から 0.1 mg/L に強化され、あわせて、下水道法に基づくトリクロロエチレンの排水基準も 0.3 mg/L から 0.1 mg/L へと強化されました。いずれも施行期日は 2015 年 10 月 21 日です。

京都大学においては、実験系排水系統でのトリクロロエチレンの排水水質測定において、2014 年度に合計 318 回の測定が行われており、いずれも検出下限未満（0.03 mg/L 未満）でした。これまで通り、実験廃液および 3 次洗浄水までの分別貯留の徹底へのご協力をお願いします。